

各私立高等学校等設置者 殿

青森県総務部総務学事課長
(公 印 省 略)

青森県私立高校生等奨学のための給付金制度等に関する周知等について（依頼）

平素から、本県教育行政の推進に御理解・御協力くださり、感謝申し上げます。

さて、青森県では、私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある私立高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、関係給付要綱の規定による要件を満たす保護者等に対し標記の給付金を給付することとしています。

つきましては、当該給付金制度の趣旨を御理解いただくとともに、貴職が設置する学校の生徒の保護者等に対し本通知及び別添の書類を配付するなどの御協力をお願いいたします。

なお、この給付金の申請期限等については、下記のとおりです。

記

1 給付申請期限

早期給付：令和 5 年 5 月 1 9 日（金）

通常給付：令和 5 年 7 月 2 8 日（金）

【いずれも郵送必着】

2 給付申請の取りまとめ

可能な限り、学校設置者を經由して給付申請書類を提出してください。

なお、この対応が困難な場合は、担当まで御連絡ください。

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
青森県総務部総務学事課学事振興グループ
担当 堀川
TEL 017-734-9869
FAX 017-734-8006